

「旧 RD 最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換会」の概要

日 時：令和 2 年 12 月 23 日(水曜日) 19：00～20：48

場 所：栗東市老人福祉センターなごやか集会室

出 席：(滋 賀 県) 三日月知事、石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別対策室長、明石廃棄物対策室長、小野参事、西村主幹、駒井主査、小形主任技師、井上主事、田中主事

(栗 東 市) 野村市長、藤村副市長、森環境経済部理事、殿村環境政策課長、武田課長補佐、矢間主幹

(自 治 会) 小野、赤坂、上向、北尾団地、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 14 名

(出席 31名)

傍 聴：(住 民) 6名

(県 議 会 議 員) 九里議員、竹村議員 (五十音順)

(市 議 会 議 員) 梶原議員、里内議員、田中議員、田村議員、中村議員、三木議員 (五十音順)

(報 道 機 関) 5名

(傍聴 19名)

司会：それでは、皆様こんばんは。お時間少し早いですが、お揃いいただきましたので始めさせていただきたいと思えます。

今日は遅い時間からお集まりいただきまして誠にありがとうございます。これから旧 RD 最終処分場問題に係ります知事と住民の皆様との意見交換会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、三日月知事より、ご挨拶を申し上げます。

知事：改めまして皆さん、こんばんは。寒いところ、また年末の押し迫ったこの遅い時間に今日は足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症、今日県内では14名ということでございますが、様々な対応にご協力をいただいておりますことにも感謝申し上げます。

この RD 最終処分場問題につきましては、平成の初めから現在に至るまで大変長期間にわたり近隣住民の皆様方に多大のご心配とご迷惑をおかけしてまいりました。この問題、平成 3 年の許可区域外での掘削の発覚、そして平成 6 年頃の煤煙や煤塵の飛散、そして平成 11 年の硫化水素ガスの発

生など、事案発生初期段階から何度も住民の皆様方から通報や苦情をいただいていたにも関わらず、旧 RD 社への指導勧告など県の対応が十分ではありませんでした。また、皆さんと情報交換、情報公開、連携を密にした対応、対策という取組をできませんでした。大変不快な思いやご迷惑をおかけしてきた経緯がございます。安定品目以外のものが埋められていたり、また許可容量を大きく超過した埋立てが行われていたりということもございました。県を代表して、知事として改めて深くお詫びを申し上げたいと存じます。本当に申し訳ございませんでした。

平成 22 年から今年まで行ってまいりました対策工事、こちらにつきましては皆様方のご理解とご協力によりまして、何とか予定どおり今年度中に完了できる見込みとなりました。この間、毎年 4 回以上、こうした夜間の協議の場に自治会を代表してご臨席をいただき、様々なご意見とご確認等をいただいております。こうした皆様方のご協力にも改めて感謝申し上げたいと存じます。

今後は、後ほどまた詳しく述べますけれども、対策工事がきちんと効いているのか、水質や大気モニタリングを行い、確認を行ってまいります。

また、跡地利用につきまして検討したり、アーカイブの作成にも取り組んでまいります。

本日は対策工事の終了と工事後モニタリングの開始という一つの節目をおかげさまで迎えることになりましたので、こうした場合は平成 26 年 8 月以来となりますけれども、改めて皆様方とお話をさせていただければということで参りました。どうか限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見、ご感想を賜りますことをお願い申し上げして、冒頭の私の挨拶とさせていただきます。皆さん、今日はどうぞよろしく願いいたします。

司会：本日の司会進行は、私、琵琶湖環境部の最終処分場特別対策室長の三橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。いつもありがとうございます。

本来ですと、ここで一人一人ご紹介をさせていただくべきでございますが、時間の関係でお手元に出席者名簿を配らせていただいております。本日は各自治会の皆様方の出席と滋賀県、栗東市長様等もご出席をいただいております。これをもちましてご紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、2 種類ございます。大きさは A4 サイズの「旧 RD 最終処分場問題に係る知事との意見交換」と書かれたカラー刷りのものがございます。もう一つは、A3 サイズの横長のものがございます。皆様から頂戴いただきましたご意見、ご質問をまとめさせていただいた表でございます。

もしこれらの資料がございませんでしたら、係のほうにお知らせください。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の意見交換の進行の方法につきましてご紹介いたします。

A4サイズでお配りしております資料の一番後ろのページをご覧くださいと思います。A4の一番後ろのところでございます。

まず、意見交換に先立ちまして皆様方からご意見頂戴いたしましたところ、21件の質問があるということで、大変たくさんのご意見を頂戴いたしました。

そこで、大変申し訳ないんですが、本日の意見交換につきましては、進行の都合上、4つのテーマに分けて実施させていただきます。

まず、皆様方から頂戴したご意見の概要を私からご紹介させていただきます。次に、知事がお答えをさせていただくということでございます。その後に、皆様方と意見交換をさせていただくということで進めたいと思います。

また、大変申し訳ございませんが、お時間のほうにつきまして、前のほうにも書いておりますけれども、スライドのほうに映しておりますが、概ねこういった時間配分ということで進めさせていただきたいと思っております。終了は20時30分の予定でございます。

また、この意見交換につきまして、先月11月20日のこのRD問題の連絡協議会におきましてさせていただくということを申し上げたんですけれども、自治会の方から、事前に意見を集める期間が短いということで十分集約できないということでご指摘いただいております。この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。大変申し訳ございません。

それから、最後に、1点お断りをさせていただきます。

本日の意見交換におきましては、傍聴の方、今日、たくさんおいでいただいておりますけれども、ご発言はお受けしないことということでよろしくお願いいたします。もしご意見、ご質問等ございましたら、終了後に事務局のほうによろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、意見交換に先立ちまして、大変簡単ではございますけれども、現在の対策工事の概要等について、担当から説明させていただきます。

参事：最終処分場特別対策室の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は正面のスクリーンで説明させていただこうと思いましたが、この会場のレイアウトの関係上、照明を消しますと元に戻すのに5分から10分かかるとのことなので、お配りさせていただいております、この紙資料のA4のほうで説明をさせていただきます。意見交換の時間を持ちたいと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、2ページのほうをご覧くださいと思います。対策工事の概要、

下の枠に①②③④と4つの対策内容を書かせていただいております。また、これは読んでいただきたいと思います。

次に、右のほうの概念図をご覧くださいと思います。一般的に地下というのは水を通しにくい粘土層と地下水を帯水している砂、礫等の層が幾つも重なり合っていてできております。この処分場のここにつきましてイメージとして書かせていただいているんですけども、処分場に廃棄物を埋めたということによって、この横のほうの層に廃棄物を通して汚染を拡大するという、それからこの下のほうの黄色い帯水層に汚染物質が流れるという構造になっております。対策工事のメインといたしましては、この地下水の汚染拡大を防止するというところに重きを置いて対策を行っております。

それで、対策工といたしましては、この左側の平面図を見ていただいて、大変見にくい図で申し訳ございませんが、薄い赤色で囲っているところですけども、この図の左下のほうですけども、ここで廃棄物を通った水が下の帯水層に流れ込まないようにということで遮水工事をさせていただいております。これが今の薄い赤色で表示されているところでございます。それから、横方向にまた逃げないようにということで北尾団地側、それから国道側、それと西市道側の赤い細い線のところと緑色の線のところで遮水をさせていただいております。また、遮水をしますと降った雨が処分場に溜まりますので、それを汲み上げて水処理をして下水道のほうに流して、浸透水が滞留しないように、ガスの発生を抑制しているところでございます。これは①②の説明でございます。

それと、③なんですけれども、この図の中を見ていただきますと、四角く紫色で表示しているところが何か所かあるかと思っております。ここは基準値を超えた有害物を事前の調査で検出しておりまして、そこを掘削し搬出したというところを表させていただいているところでございます。

それから、4つ目が、ちょっと次の写真を見ていただきたいんですけども、先月11月末に撮った写真でございます。現在、廃棄物にどこも完全にきれいな土を持ってまいりまして覆土させていただいております。それから、さらに法面に対しては遮水シートといいまして、簡易型シートで覆わせていただいて、ごみ等が外に飛散しないような対策をさせていただいているところでございます。

すみません、簡単な説明で。以上とさせていただきます。

司会：はい、それでは、意見交換のほうに入らせていただきます。

まず、最初のテーマでございます、着工前の県の対応についてということでございまして、8点ほどいただいております。

まず初めに、ご紹介させていただきます皆様から頂戴しましたご意見でございまして、A3サイズの資料に全文を記載させていただいております。

これについてご紹介いたします。左側にナンバーを打っておりますので、順番に説明いたします。

まず 1 点目でございます。赤坂自治会の〇〇さんから頂戴した意見でございます。

県は、揮発性有機化合物の分析に当たりまして不適切な前処理を行ったと。このことについて住民監査請求をしたが、実施の日から 1 年を超えたということで、期限切れだということであって「このような誰でも分かるようなことを気づかないのか」というようなことも書かれたということで、担当部署に不信感が生まれたということでございます。

住民監査請求の担当部署は住民側であるべきだ。また、不適切な分析を行った責任をどう取るのかということでございます。

2 点目でございます。同じく赤坂自治会の〇〇さんから頂戴いたしました。

住民説明会において、嘉田前知事はサクラを動員し、指名して自分寄りの意見を発言させる茶番劇を行った。このことをどう思うかということでございます。

3 点目でございます。〇〇さんから頂戴した意見でございます。

県の対応が住民の間にわだかまりや亀裂を生んだ。住民同士助け合うことを合言葉に、協力してやってきたが、県の対応によって住民の間にわだかまりができ亀裂が起きた、このことを知事はどう思うかということでございます。

次、4 点目でございます。栗東ニューハイツ自治会の〇〇さんから頂戴いたしました。

滋賀県行政の問題は、三日月県政になってどのように改善されたのかということでございまして、まず諮問機関の改革について 3 点お聞きするということでございます。

第一に事務局の公平性を担保するためにどういう改善をしたのか。

第二に御用学者を排除したのか。

第三に本音を隠して忖度を求める県庁の行政文化は改まったのかということでございます。

次に 5 点目でございます。同じく〇〇さんから頂戴いたしました。

嘉田県政におきまして、一旦は開示を拒否され、その後、情報公開審査会で開示すべきとされた元従業員の証言につきまして、改めて開示請求したところ、再び開示を拒まれたことがあった。三日月県政では、こうした不条理な隠蔽をしないと約束してほしいということでございます。

次に 6 点目でございます。同じく〇〇さんから頂戴したものです。

國松知事の時代は、県は RD 社の違法操業、不法投棄を否定し続けた。

嘉田知事は、これまで毅然とした態度がとられなかったことを謝罪したものの、公約の「違法処分物質の除去」をせず、また対策委員会答申も採

用せず、強引に「原位置浄化策」を推し進めようとした。嘉田知事は國松県政を反省して謝罪しましたが、嘉田県政の対応につきましても、まだ正式な謝罪を受けていない。この場で、嘉田知事時代の県の対応について、はっきりと謝っていただきたいということでございます。

7点目でございます。赤坂自治会の〇〇さんから頂戴した意見でございます。

以前、上砥山自治会館で開かれた研修会の趣旨はどのようなものだったのか。また、知事就任後もRD問題を重要視されていないように見える。就任後に挨拶を数分間ただけだったのはなぜか聞かせてほしい。知事の仕事は大変だと思うが、もう少しこの問題に関心を持たれるように切望するというところでございます。

最後に、一つ目のテーマの最後の8点目でございます。栗東ニューハイツの〇〇さんからいただいたところでございます。

この事案を県政の教訓とするために、アーカイブを作ることが検討されているが、これまで県が行ってきた行政対応の検証は、硫化水素発生以前に限られていて全く不十分である。國松県政時代に、なぜ業者の違法性を見抜けなかったのか、嘉田県政時代に、なぜ住民と対策工法についての合意がなかなかできなかったのかについて、県はしっかり総括すべきであり、当時の職員に対してヒアリングをする必要がある。

知事として、「当時担当者だった元職員に対して聞き取り調査等を行って、これまでの行政対応の問題点を全て明確化する」ということを約束してほしいというご意見でございます。

この〇〇さんのご質問、ご意見につきましては、テーマ3、将来に向けてとも関連いたしますので、そちらでもご紹介いたします。

テーマ1につきましては以上でございます。

ただいまご紹介いたしましたご意見につきまして、知事からお答えをさせていただきます。

知事：以降は着座にて失礼いたします。

司会からもありましたように、テーマごとに整理して、私のほうからまずお答えをさせていただきたいと思えます。総括的に、この着工前の県の対応という括りをさせていただいておりますが、これはもう総じて反省すべきことが多いというか、反省すべきことばかりだったと総括しております。私も平成15年からこの地域で様々な活動をしてまいりましたが、むしろ皆様方とともにこの問題に向き合いながら、どのように解決すればよいのかということを考えていって、現在、この知事として仕事をいただいておりますので、今後残された課題等についてもしっかりと対応してまいりたいと存じます。

せつかく事前に文書でいただいておりますので、私のほうからも少し用

意させていただいたものを読ませていただいて、正確を期すところもありますので、お答えをまずさせていただきます。

一つ目の揮発性有機化合物の分析、そしてそのことに係る住民監査請求についてでございますが、当時の分析方法については、硫化水素の発生の解明にあたり、揮発性有害物質についても付随的に調査を行ったのですが、調査方法が正確ではなく公定法が妥当であったと反省しております。また、住民監査請求の制度、こちらにつきましては、地方自治法の規定に基づき県行政の公正と能率を確保し、住民の福祉の増進を図るという考え方のもとで設けられたものであり、監査委員により公平公正な制度として運用されているものと認識しております。

二つ目ですね。住民説明会で茶番があったのではないかと。県の対応が住民の間にわだかまりや亀裂を生んだのではないかというご指摘、ご質問でございますが、対策工法決定までの間、県として答申案と異なる対策工法を提案することとなったこと、このことで地元の皆様方に大きな混乱が生じたことは事実でございます。改めて、この間、長い時間を要し、大変なご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げたいと存じます。当時、民主党政権で田島環境副大臣のご来県など国からもご指導いただく中で、有害物調査検討委員会の設置でありますとか、有害物の除去など新たな取組をすることを皆様にご説明させていただき、何とか着工についてご理解を得られたという経過であったと認識しております。

また、〇〇さんにご指摘いただきましたように、県の対応により住民の皆様の中に亀裂が生じたとすれば、いや、生じたんだと思います。これは大変申し訳なかったことだと思います。

ただ、当時、県として住民説明会で各自治会を回らせていただく中で、職員もはっきり言ってどうしていいか分からなかった面もあると思います。ただ、懸命に皆様方に説明をさせていただいた面もあったのではないかと考えております。

次に、諮問機関の改革についてでございますが、いわゆる審議会などの諮問機関は県政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、県行政に対する県民の意見および専門的な知見の反映を目的として、法律または条例に基づき設置されたものであり、第三者の立場から委員の専門的な見地から意見を述べ、それを行政に生かすことに意義があると考えます。そういう中で、事務局としての関与を減らし、公平性を保つこと、委員の選任が行政機関の意向ばかりが反映されないようにするように、とのご意見であり、これは私は大変大切なご指摘であると考えております。

一方、その事業を熟知しない部署が事務局を担うことは、委員の質問への回答や意見の取りまとめなどで問題点もあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、諮問機関の存在意義に適い、住民の福祉向上につながるようしっかりと考えてまいりたいと存じます。

次、情報公開等についてでございます。私自身、この RD 問題に携わることにより、情報公開が住民の皆様との信頼を築く上で最も大切である、基本であると痛感しているところでございます。このため、工事情報を職員が毎週作成し配布させていただいております。また、RD 最終処分場問題連絡協議会、年 4 回、皆様にご協力いただいております。また、こうした資料のほか最終処分場特別対策室が実施しております水質調査などの結果も随時、県のホームページ上で公表させていただいております。今後とも情報公開についてしっかり取り組んでまいります。また、日頃から住民の皆様方とのコミュニケーションが取れる関係というものを築くことも大変重要だと思っておりますので、職員が普段から皆様を訪問し、時には朝、時には夜、こんな時間に来るんかいなということもあってご迷惑をおかけするようなこともあるのかもしれませんが、直接お声をお聴きすることも引き続き大事に取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりますが、この事案について私の思い、総括を申し上げたいと思います。繰り返しになりますが、初期対応が大変まずかったと思っております。皆様には多大なご心配とご迷惑をかけ続けたと考えております。

嘉田前知事に対する言及、ご指摘もございました。嘉田前知事はじめ当時の職員も一生懸命この問題に取り組んだものとは思いますが、皆様のお考えやお気持ちに十分寄り添えていたのか、また結果的に県政に対する不信感が募り、信頼を得ることに至らなかったことがあるということからすれば、私は反省すべき点が多かったと総括しております。したがって、現在、県政を預かる者として、この間の RD 問題に対する県の対応についてお詫びをさせていただいているところでございます。

当時、私は衆議院議員として、この問題に携わってまいりました。産廃特措法の延長などにも取り組んでまいりました。知事就任後、この連絡協議会の出席は当初、就任直後の 1 回のみとなっておりますけれども、この間、担当職員から対策工の経過等を随時私が確認しながら、こういう状況になっていきますということを皆さんにしっかり報告できるようにしようということで臨んできたところでございます。今後とも知事としてしっかりこの問題に対応してまいりたいと存じます。

その中で当時の県職員からヒアリングすることについてもご提案をいただいております。当時の県の対応について、また事案の総括をするためにも必要ではないかということで、この当時の職員からヒアリングすることも私は重要なことだと思っておりますので、ちょっとどのようなやり方がよいのか考えたいと思います。もう既に退職した職員、もうこの問題は思い出したくないという職員ももしかしたらいるのかもしれませんが。

ただ、住民の皆様方のために、将来のために力を貸してほしいということとを誠心誠意伝えながら、しっかりと事業総括のためにもヒアリング等も

考えてまいりたいと思いますので、ぜひ皆様方の引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

大きな1項目は以上でございます。

司会：失礼いたします。それでは、意見交換に移らせていただきます。ただいまの知事の答えも含めまして、着工前の県の対応につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手にてご質問をお願いします。

〇〇さん、どうぞ。

住民：今日はお忙しい中、ありがとうございます。1点、お答えがなかったようなのでお尋ねいたしますが、私が書いた4番目の最後の本音を隠して下々に付度しろというような県庁の行政文化は改まったのかという点なんです。これはどういうことかと言いますと、この対策工法をめぐる委員会の中で、嘉田知事も当時の担当部長だった山仲部長も住民の健康や安全を守るためだったらお金が幾らかかっても構わないんだと、だから一番いいと思う対策案を出してくれというふうにおっしゃっていたんですね。

ところが、原位置浄化策を採用するというのを採った。その原位置浄化策を採った理由は何かと考えると、やはり工事に対する費用がかかるということなんだと思うんです。

後に私は山仲部長に、なんで「いくらぐらいしか使えないから、その中で考えてくれないか」と提案しなかったんですかと聞いたんですけども、「分かってくれると思っていた」というふうに私は直接聞きました。つまり、表立ったところでは住民の安全を守るためだったら、安心を守るために幾らお金かかってもいいと言いながら、本音のところでは、そんなにお金使えるわけないだろうと、分かってくれよと思っていたと。そういう本音と建前の使い分けというのは住民に強いることではないと思うんですよ。

そういうような行政文化は改まったんですかという質問なんです。いかがでしょうか。

知事：どう答えたらいいのかなと思いついてお聞きしてはいたんですけど、正直申し上げて、本音と建前というのはどなたも、どういう会議の場でもあるんだと思いますが、かつ立場の違いでここではここまで言ってもいいのかな、言わないほうがいいのかというそういう迷いだとか、時には付度みたいなことも、これはあるのかもしれませんが、こと、こういう事案については、こういった産廃処分場の住民の皆様方の健康や環境に関する問題については、やっぱり正直に、できるだけ初期の段階から向かい合うということが私は今回のこの問題の大きな教訓ではないかと思っております。

したがって、まだ続いていますので、これ以降もそうですし、この他の事案についてもできるだけ、例えば財政的な課題があるとすればそれも正直

に申し上げる。でも、法律でやらなければいけないことがあるとすれば、そのことも申し上げ、そしてどういう対策、対応を取るのがいいのかということと一緒に考えていくような、そういう姿勢が必要なのではないかと考えております。

したがって、そういうふうに県政を、県行政を改めていくということが、その組織のリーダーである私の務めではないかと考えます。

司会：ほかに、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

〇〇さんどうぞ。

住民：嘉田さんもそうでしたし、國松さんもそうでしたけど、RD社は優良企業だとずっと言い続けたわけですよ。私たちがこんなことをいっぱいやっているって従業員の証言集を出した時でも、こんなもん信用できひん、こんなん言うた人を連れてこいというようなことを言ったわけですね。優良企業を証明するために分析したようなところがあります。優良企業やったら有害物は出たら困る。だから、こんなことしたん違うかと。普通だったら、揮発性でこんなことは絶対しませんよね。私は、その当時は本当にズブの素人で、そしてまた県がやってくれるんやから、まさかそんな、やはり法律で決まっているようにやってくれているんだろうというように私らは思っていたわけです。

ところが、後から考えたらこんなこと、むちゃくちゃなことです、はっきり言って。2週間もほったらかして。その前もその後ももつといろいろあるんだけど。空隙作るような入れ方したりね、そしてあと机の下に長い間、置いといたと。そして、挙げ句の果てにトレイに広げて、そして105度で4時間、熱風乾燥して、そしてまたふるいにかけて、それから揮発性、考えられへんようなことをやっている。これは要するに、優良企業であるということを証明するためにやっているんじゃないかと、私らはそう思っているわけです。

そこら辺は、やはりそういうことをやった元職員、恐らく定年退職しているでしょうけど、これはやはり聴取というか、ちょっと強い態度での聴取をしていただきたい、私はそう思います。

知事：揮発性有機化合物の分析のやり方が公定法で定められたやり方ではなかったんじゃないかということなんですけれども、それはそのとおりでいいと思います。それは冒頭申し上げたとおり、定められた分析、これは例えば底の質がどうなっているのかとか、あとは溶出試験なども行って、きちんと定められた方法でやってしかるべきだったと思っています。

そうできなかった意図がどこにあるのかということについては、ちょっと私も十分知り得る立場にないんですけれども、いずれにいたしましても、

先ほどもお答えしたように、この事案の総括をする過程で、当時携わっていた職員にもどのような経緯があったのか、またどのような思いでこの間のいろんな調査だとか試験だとか、住民の皆様方との対応というのがあったのかということができる限り聞かせていただいて、そしてこれからに生かしていきたい、つなげていきたいと考えているところです。

住民：ちょっとこの文面では書きませんでしたけど、あまりにも私も多いんです、思っていることが。高アルカリ調査の黒いどろっとしたものが出てきたわけですね。でも、それを、県の職員は一切検査してくれなかった。それどころかそのまま埋め戻した。私は社長に取り上げられた、そういうことがあるわけですね。

じゃ、こんなもんが出てたら普通だったら、これは大変やと、これはやっぱ調べなあかんと思うのが普通やと思うんですよ。

ところが、葬り去ると、埋め戻してしまうと、そして結果的には後々、見つけられなかったと言って聞きましたけどね。

けど、見つからんわけがないはずで、見つからなかったら地下へ流れていったかどっちかなんですよ。その時にすれば、その時に有害物が取り出せたんです。結局、あれ、RDを擁護するために、RD社は優良企業やと、そのために職員が一生懸命になっていたというような私には印象があるんです。

知事：〇〇さんのそういう現場で長く対応してきてくださったがゆえに抱かれる印象というのは、私はきちんと受け止めたいと思います。

と同時に、そういった黒い物体、物質が出てきた時に、もっと早くこれは何だろうとか、これは大変なことだからしっかりやろうという、こういうことがあれば、もっと早く有効な対策が打っていたであろうし、そして住民の皆様方とも信頼関係をもっと早く築けていた、私もそう思います。

ただ、そうならなかったことが大変残念ですし、そういう意味では今、こういう県政を預かりながらも申し訳ない気持ちもたくさんございます。

ただ、そういうものも皆さんにも飲み込んでいただいて、時間はかかったけれども、できる限りこの場所をきれいな状態にしようということでこの対策工をやってきましたので、今後、この対策工が有効に機能しているかどうかをしっかりと調べて、かつこれまでの反省を踏まえて、〇〇さんをはじめ住民の皆さんともしっかりと向き合いながら信頼回復に努めていきたいなというふうに思います。

司会：ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでございますか。よろしいでしょうか。

知事：すみません。私、十分答えられてなかったとすれば、もしも答えていることの意が違うとすればご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

住民：7番も入ってましたね。上砥山の自治会でやりましたよね、何度か研修会を。三日月さん、交えて。上砥山の自治会。

知事：いろんなところでやったので。

住民：覚えてないですか。

知事：上砥山かどうか。上砥山でもやらせてもらいましたね。

住民：うん、何回もやりましたよね。あれは一体何だったんだろうと僕、疑問が残っているんですけど。私らが呼びかけたもんじゃなくて、議員さん達が呼びかけたと思うんですけど、何だったんでしょうかね。いまだに分からないんですが。

知事：すみません。〇〇さん、何回かこの近隣地域でニューハイツも行かせていただきましたし、皆さんのお話を聞かせていただく場を私どもからも呼びかけてやったこともございます。それはやはり国会にいる私として、それぞれの議会にいる皆さんと一緒に、どうすることがこの問題解決につながるのかということを実地の皆さんにしっかりと聞きするということが趣旨だったと思います。

ただ、その時、話したことが十分伝わってなかったじゃないとか、結果的に遅かったじゃないかと、こういうご指摘は甘んじて受け止めないといけないんだと思います。

司会：〇〇さん、よろしいですか。

ほかに。

住民：上砥山の説明会におきまして僕として感じたことなんですけれども、あの当時はRDの問題が大きくなってきて、その時の周りに田んぼたくさんありますが、どこまで混じったんやということで、ちょうど三日月さん、来ていただいて説明を受けたと思うんですけれども、それが十分かどうかちょっともう記憶してないんですけど、そういうRDの問題もだんだん、はじめ小さかったんですけれども大きくなってきて、もし水がこっちに流れてきてたら大変な問題になるという認識でいしましたが、結果的には今のところは影響がないので、上砥山としてもいろんな意見、工事に対しては意見はさせてもらいましたけれども、そういう説明を受けたちよ

っと覚えは私はございます。以上です。

知事：当時、地下を伝って水が流れてどういう影響があるのかとか、あと何よりその時期によって違いはありましたけど、行政とのコミュニケーションがもう全然、私らが言っても聞いてくれへんのやと、私らの望むことに応えてくれへんのや、ということもたくさんありましたので、その間を私ども議員が埋めなあかん、伝えなあかんということでやらしてもらったところはあったと思います。

ただ、いろんな町内会ごとにご事情があったので、こういう問題というのはそういう難しさもあるんだなと思いながら向き合って、その最大公約数を行政に届けたり、最も届けなければいけない声を届けるという作業をしていたのかもしれない。ありがとうございます。そういうお話もあったと思います。

司会：はい、〇〇さんどうぞ。

住民：あまり発言がないので発言させていただきますが、どう思うという話でそんなに三日月先生を追い詰めようという気は全くないんですけども、対策工を決めるに当たって各自治会を回って原位置浄化策を嘉田さんは説得しようとしたんですね。

ところが、どの自治会もそれに納得しない、唯一北尾自治会だけがいいでしょうという状況だったんです。そしたら、嘉田さんは今度何をやったかという、栗東市に対して同意を求めてきたわけですね。当時の國松市長は臨時議会を開いて決めるという状況で、原位置浄化策を栗東市議会はオーケーしたわけですね。産廃特措法は地元の了解を得ることが定められていますが、地元自治会とは書いてないので、栗東市の了解を得ればそのまま原位置浄化策をやることもできたわけですね。で、土壇場になって今度は予算をつけないということをやったので、私は栗東市もすごく腹立ったと思うんですよ。まさにはしごを外されたわけですよ。苦渋の決断をしたのに。それから、栗東市は外れたというか、私の感覚で言うと俺は知らんという気持ちになったと。そうなっても仕方がないと思うんですよ。

これは結局、地元の自治会の住民の人たちをも敵に回し、栗東市行政すらも敵に回し、知事のぶれた判断が、あるいは強引なやり方が問題を混乱させたと思うんですけど、その辺についていかが思っているかということをお聞きします。

知事：それはあれですかね、〇〇さん、対策工を決める直前ぐらいですかね。平成何年ぐらいですかね。21年。当時、自民政権から民主党政権に代わって、産廃特措法の一定期限がある中で国のそういう特措法に基づいて対

策工をどのように作ればいいのかということで、相当、知事はじめ県行政もいろいろ考えていたと思うんです。その中で、できるだけ早くこの対策工を決めて始めなアカんと、そういう中でいろんなことをされたんだと思いますけど、地元の合意が取れないとすれば市とどういうふうに連携すればいいのかとか、いろんなことをやられたと思うんですが、ただやっぱり当該地域の住民の皆さんとのコミュニケーションが結果的には十分じゃなかったんでしょうね。

私自身が覚えていますのは、当時、全量撤去なのか、有害物撤去なのかというやり取りがあって、さすがに全量撤去、全てをどこかに持って行ってほしいというのは、なかなか国の支援も受けられないという状況で、費用が到底捻出できないということもあったので、私自身がその時関与したのは、有害物全量撤去という案を地元の皆さんにお示しして、そして合意形成したらどうだということを県行政に申し上げた、そういうことは覚えております。

住民：我々が要求したのはまさにそれで、全体掘削で有害物をのけてほしい。いわゆる A2 案と言われている案なんですね。

ところが、当時の嘉田知事はその有害物全量撤去案を廃棄物全量撤去案のような形で報道機関に向かって言うわけですよ。そもそも対策委員会の A 案というのはまさにそれで、そんなことは我々は要求してもいないのに極論を出してきて、これはとんでもないことだという形で世論誘導していると、そういう態度がよく知っている者からすると不信感を募らせたということとは言えると思います。

知事：そういうご指摘はしっかりと受け止めたいと思いますし、やっぱりもともと最初から、不信感から始まっているこういう事案ですので、途中途中、いろいろあると思います。意見の対立もあると思いますが、またかかる費用と自分たちのお財布との関係、間で随分悩むこともあると思いますが、そういったことも誠心誠意話しながらやっぱり案を作っていくということが必要だったんだと思います。

司会：はい、どうぞ。

住民：小野自治会の〇〇と申します。

今、話聞かせていただきましたら、県の状態と市の対応、これがもうひとつだと思います。というのは、私も長い間、自治会の役員してます。こういう問題がちらちらと出た時に、さあ、どうしようかということで自治会、役員会で検討しているんですけど、要望書というのを県と市に出しています。それが平成 18 年 7 月 24 日。その当時、私は行けなかったんです

けども、嘉田知事が急遽、出張ですというので、逃げなのかちょっと分かりませんよ、その時の環境部長、名前は分かっていますが、Aさんと言っておきます。そして、市の当時、助役さん、これをBさんに各々要望書として小野自治会独自で出しています。平成18年。まだ我々がこんな知識もない時に、要望書の中身、2つ私、覚えておるんですけども、先ほど言われましたが、有害物とかそこまでは言ってませんが、要するに埋めた物の全摘、それと経堂池の浚渫、これをお願いしに行ったんです。そしたら、その結果として、県は「県と市が調整をして、あと各々で協議をして進める」という話で帰ってまいりました。しかし、その後、何もありません。これ、そうこうしているうちに、連絡協議会というのができて、そこで対策が進んで行ったというような状況です。以上です。

今度、水質については、次のところですので、また経堂池の水質についてはまた後ほど意見申し上げたいと思います。

知事：今おっしゃった平成18年、平成10年代に相当いろんなご指摘なり苦情なりがあった、もちろんご要望もあった、そういうものに対応する対応の仕方が県もまずかったんだと思います。もっとその時点で胸襟を開いて話ができれば。

ただ、やっぱりえらい問題が起こってどうしていいか十分分からなかったがゆえに、結果的にそうなってしまったんだと思いますけれども、今後はそういったことがないようにしたいと思います。

司会：いかがでしょうか。

それでは、ご意見たくさんいただいておりますが、ここで一旦、次のテーマのほうに移らせていただきます。

テーマ2でございます、対策工についてということでございます。

また、A3の横長のペーパーをご覧くださいと思います。ご意見の概要をご紹介します。

それでは、申し上げます。No.9からでございますけれども、まず日吉が丘の〇〇さんから頂戴したご意見でございます。

周辺住民は、「有害物除去」ということを念頭に、全体掘削をお願いしていたが、県の対応は、サンプリング地点調査での掘削有害物除去と、封じ込め・浄化という方法となった。

二次対策工事では、多数のドラム缶が発見され、その内容物が流出していると思われる。掘削除去した有害物はその一部と思われ、現行解決策は、浄化という負の遺産を引き継ぐ、こういったことについてどう考えるかというご意見でございます。

次に、No.10でございます。同じく日吉が丘の〇〇さんから頂戴したご意見でございます。

処分場内には、鉛が基準以上に含まれた土壌が粘土にくるまれた状態で埋め戻されている。住民感情としては納得いかず、県に何度も指摘していたが、溶出・飛散しなければよいということで埋め戻された。今後もモニタリングしていくとのことだが、埋め戻さなければモニタリングも不要ではないか。このことをどのように考えるかということでございます。

次に、No.11 でございます。先ほど小野自治会の〇〇さんから頂戴したご意見でございます。

経堂池の水質検査の継続についてということでご要望いただいております。二次対策工事後も経堂池の水質検査を必ず継続してほしいと。浸透水と地下水の調査、それから経堂池の調査は、目的は違うけれども切り離しては考えられない。小野自治会の総意であるので、強く知事をお願いをしたいということでございます。

次に、12 番でございますが、中浮気自治会の〇〇さんから頂戴したご意見でございます。

1 番から 5 番まで書いてございますが、一つ目、処分場内の深掘り穴の保有水（浸透水）についてということで頂戴しています。

それから、2 点目、既設観測井戸の撤去・閉塞をどのようにするのかということでございます。

3 点目、東側の地下汚染について。

4 点目、南側の地下水・浸出水について。

それから 5 点目、西側の家庭系ごみ置き場ということで、対策工の中の状態につきましてご質問いただいております。

これらの 5 項目につきましては、対策工を始める前にご説明させていただきました基本方針に則った工事の実施、こういったことをしてほしいということでございますし、また有効性の確認をしっかりとってほしいというご意見でございます。

次に、13 番目でございます。こちらのほうも日吉が丘の〇〇さんから頂戴いたしました。

日吉が丘自治会では、二次対策工の協定締結式で、日吉が丘自治会の思いを配布し、ホームページにも掲載されております。今後、この思いにも配慮し、協定書にあるとおり、工事完了後の有効性確認を行い、その後の処理を行うようお願いをしたいということでございます。

非常に簡単ではございますが、以上でございます。

ただいまご紹介いたしましたご意見につきまして、知事より、お答えをさせていただきます。

知事：まず総括的にお答えして不十分なところを埋める点をまた後ほどお願いしたいと思います。

まず、二次対策工事は今年度、おかげさまで計画どおり終了することと

なります。今後は、これまで行ってきた工事がきちっと効いているのかどうか、確認のための水質や大気のモニタリング調査を実施するとともに、引き続き、旧処分場内の浄化、これを進めていきたいと考えております。

対策工事では基準を超える有害廃棄物は除去いたしました。全てを除去したわけではない。水を遮る遮水工事等で周辺に影響を及ぼさない工事をした上で、廃棄物を残置、そのまま置いておくことから早期に安定化させるための場内の浸透水の処理と長期間にわたるモニタリングが必要と認識しております。

〇〇さんからご指摘いただきました鉛含有の廃棄物土につきましては、連絡協議会で何回かご説明もさせていただいているということでございますが、土壌環境基準を満たしていることから、念のため、粘性土、粘りけのある土で包み込み、位置情報を記録し、地下水に触れない位置に埋め戻したものでございまして、しっかりと今後もモニタリングをしてまいりますので、ご理解を賜ればと存じます。

また、先ほど小野自治会様から経堂池のモニタリングにつきましては、強く継続のご要望をいただいております。県としては、旧処分場の池への影響を把握するため、新たに設置した調整池で年4回水質を測ることとしたいと申し上げてきたところでございますが、経堂池の水質についても当面、例えば農繁期の前に一度、測らせていただくとともに考えられますが、まずは小野自治会様と別途、ご相談をさせていただければと存じます。

また、浸透水位の低下等、基本方針に則った工事の実施や有効性の確認についてもご要望いただきました。これまでも皆様方と結んだ二次対策工事の協定に則り工事を進めてまいりました。工事後のモニタリングや有効性の確認についても、皆様としっかりと協議しながら進めてまいります。

また、この処分場跡地は県有地にさせていただいておりますので、所有者として引き続き責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

まず、私のほうから総括的に以上でございます。

司会：はい、それではただいまの知事のお答えを含めまして、対策工につきましてご意見、ご質問等ございましたら挙手にてお願いします。はい、どうぞ。

住民：小野自治会の〇〇と申します。二次工事の対策のほう、ほとんど終わりということでありありがとうございます。

しかし、経堂池の水質についての話なんですけども、ちょっと少し時間をもって話をさせていただきます。

第34回連絡協議会の席で池の水質検査は止めるというような声があったと自治会長のほうから聞いてますので、それ、ちょっと待ってくれというので、私、今現在、小野の水利組合のほうを担当しております。今は経堂

池の水が農業用には使用しておりません。していないというのは、池の栓を抜いて農業用に水を落とすというような行為はしてませんということです。水利組合がいろいろそういうところをやり繰りして、水が供給できるように調整しております。

しかし、大雨とか降った時には、池の水が満杯になって上水（うわみず）が当然流れます。その時には、小野のお宮さんの前辺りに、ご存知であるかちょっと分かりませんが、転倒堰というのができております。その転倒堰は大雨の時は堰が自動的に倒れる。その水位をセンサーで感知して倒れるようにしています。だから、田んぼのほうには流れないで、葉山川のほうに流れます。そういうような仕組みになっています。

ご存知のように葉山川から当然、琵琶湖、琵琶湖から京都・大阪に当然行きます。RD 問題発生時に池の水を使用して約 40 反、400 アールの米を作っておりました。その後、約 8 反分、80 アールは辞めたというおうちが、これ水の問題とか、最近高齢化でもうできへんという人も出てきたり、8 反分、80 アールはもう止めたんです。また幸か不幸か土地の開発で約 17 反分、170 アール、これ今、JA の桃李館が建ってますよね、あそこの池の水を使って米を作っておりました。今現在、約 15 反、150 アール、最初の約 3 分の 1 ぐらいに減っております。よって、あの三ツ池の水だけで農業用としては OK です。よっぽど干ばつになったらちょっと考えないけません。ですが、環境面を考えますと、先ほども言いましたように、葉山川からずっと琵琶湖に当然流れます。それでいいのかということですね。

住民：それともう一つ、RD 問題、これ発生したことで、当時、私は小野農業組合長をしておりました。その時に、栗東中の組合長が集まるという会議があるんですね。その時に隅のほうで、小野の米はもう買えやんぞ、食えんぞ、池の魚が見たが背骨が曲がるとぞと、こういうようなことを、ありもないことを耳にしとるんです。その時私は非常に悔しかったと、こう思います。だから、今でも私ら毎日、葉山川の堤防を散歩しとるんです。その時に、皆さん、ここにおられる方でご承知の方もおられるかも分かりませんが、コイが泳いどる、今朝数えたら六匹くらい、四、五十cm ぐらいのコイがおるんです。それでまたカモが泳いでます。皆さん、散歩している時に、そういうコイとかカモとか見たら、おお、いるな、かわいらしいなど、そういう目で見られとると思いますが、私はそれも先ほど話しましたように、魚の背骨曲がってないかな、カモの目は大丈夫かな、そういう目で一つ付け加えて見えます。これはやっぱり環境の面。時間もあまりないようですけども。

それで、池のサンプリングの方法なんですけども、私も何回か立ち会いました。上のほうの上水（うわみず）をサンプリングされているのは何回か私、見えています。

しかし、長年たまった池の底のヘドロの分析はどうですか。有害物はありませんでした、全然問題なかったのか、そこらへんはどうですか。

そのようなことを踏まえて今後も水質検査をお願いしたいと思います。

先ほど知事から小野自治会の件で対応をまた話し合うという話を聞きましたので、少々安心しているんですけども、いつまでこうした水質検査するという話になっていますけれども、これはこの問題が発生してから 10 数年たってます。同じように 10 数年やってほしい、これは根拠はありませんがそういうような思いです。

そしてまた、今後の池の有効利用についての話なんですけどね。今現在、小野の未来のまちづくりを考える会というのが発足して、そこで今後のことを進めていただけたら。もちろんこの人も入れてメンバーは二十代から 70 歳代、約 20 名で進めております。

ちなみに、1 回当たりの水質検査の費用はいくらかかるんですか。それと、今までの対策工事でいくら使われたのか。

先ほども知事からしたら大分反省があったんですが、各々みんながルールをきちっと守っていけば、こういうようなことは発生しなかったと。これは私、経営者として、会社でもいろいろ言っているんですけど。そしてデータで言うように言われましたけど、データだけでは…。そういうようなことも含めてお伺いしたいと思います。

ちょっといろいろ言いましたけど、申し訳ございません。

知事：ありがとうございます。また、大変ご心配もかけてまいりました。

まず、経堂池の水質調査については、今後、どのように行うのか。先にお答えしたとおり、自治会ともきちんと相談させていただきます。その際に、方法等についてもご説明し、またご理解いただけるように努力したいと思います。

また、水質調査はやはり続けていかなければならないと思っております。かつ、どれくらいかかったのか、すみません、1 件 1 件の水質調査までは私、手元に資料がないんですけども、この間、一次対策、二次対策の費用は 73 億円以上かけております。おっしゃったとおり、決められたとおり正しいことをやっていればかけなくてもよかった費用をかけてきたという、このことはやはり我々、厳格に受け止めにやならんし、こういうことが二度と発生しないということのために努力することが必要だと思っております。

司会：はい。〇〇さん。

住民：大まかな話ですけども、あそこの処分場の許可容量が 40 万 m³ ですね。ところが、実際は 70 万 m³ ぐらい埋め立てられているということが分かりました。今回の対策工事で 20 万 m³ ほど掘り出して 10 万 m³ ほど戻しているんで

す。ということは、まだかなりの違法の、当時の許可容量以上のごみがあそこに残っているんですね。

我々、先ほど言いましたけども、全体の掘削して有害物を除いてくれというのを要求したんですけれども、結局、それを実現できなくてあり得るうちの3分の1ほどしか掘削してないわけです。ですから、掘削してないところから汚染された地下水が流れる可能性もあって、だからそれは県もご存じのように、この対策工事が終わってから毎年、1億2000万円かけてこれを維持しなければいけないということになっているんですね。

我々は原位置封じ込め、原位置浄化策に対して反対したのは、この毎年の1億2000万がいつ終わるともしれないだろうということなんです。それを10年、20年かかるというんだったら掘っちゃったほうが早くないかというのが我々の主張だったわけですね。今回の二次対策工事というのは、住民側と県行政の妥協の産物なんです。まず、それを理解してもらいたいということと、それから相変わらず違法状態の有害物があるんだということを考えてもらいたいです。この対策工は、我々は県との協定の中で効果が十分得られないと分かったときには、再度変更するという条項が入っているわけで、この1億2000万円を毎年毎年使うということの合理性、それについて疑念が生じたときには、住民側とやっぱり再協議をしていたきたいなと強く要望したいなと思います。

知事：まず、許可容量を超えて埋め立てていて、すみません、最終的に今どれぐらい取れているかというのは定かではないんですけれども、全てを出したわけではありませんし、そういう意味では、まだそういう廃棄物等が残った状態の場所であるということをお我々も認識しております。

したがって、モニタリング調査等で引き続きしっかり調べながら、またその状況を住民の皆さんにはきちっとご説明申し上げて監視をしていく、そういう必要があるんだと思います。

この対策工について協定を結んで実施してきました。妥協の産物だと言われればそれまでなんですけど、ただ一定協定に基づいてやってきましたので、これをまず完遂しながら、今後、まだ残る課題についてはしっかりと調査すると同時に、もし内容が変わるといようなことがある場合には、しっかりとご説明し、ご理解を得られるようにしていきたいと思います。

司会：すみません。一旦次のところに行かせていただいて、最後のところでまた時間がありますので、それでよろしいでしょうか。

はい、〇〇さん。

住民：今のテーマのところでお話ししたいんですけど、時間はありますか。時間をとっていただけますでしょうか。

司会：対策工についてのご質問でしょうか。

住民：そうです。対策工はこれで打ち切るわけですか。

司会：すみません。

住民：時間が来たんですね。

司会：ええ。最後に全体を通して時間を取っておりますので、4 番目の時間のところでお願いできればと思いますが、どうでしょうか。

住民：はい、結構です。

司会：よろしいですか。

住民：私もまたお願いします。

司会：すみません。たくさんご意見、ご質問があるようでございますが、とりあえず次のページの 3 のほうに一旦行かせていただいて、最後に伺わせていただきたいと思っております。

それでは、テーマ 3 のところということで、将来に向けてということでございます。

No.14 からになりますけれども、こちらのほうに進ませていただきます。主には再発防止、それからアーカイブの作成、それから跡地利用ということで、大きく 3 点、たくさんのご意見を頂戴しております。

まず、1 点目でございます、赤坂の〇〇さんでございますけれども、嘉田元知事は再発防止を何度も言いながら、問題が起きても何もできないことに失望した。葉山東小学校の近くの空き地にパチンコ台の腐食したものを持ち込まれたが、県や市は見ているだけで何の対処もできなかった。このことをどう思いますかということ。

それから、今後、同じようなことがあった時にどのようにされますかということでございます。

次に 15 番目でございますけれども、同じく〇〇さんでございます。

同じく再発防止と言うのはたやすいけれども、現実はなかなか容易ではない。再発防止を妨げる一つが処分場の調査に関して「犯罪捜査の為の調査は認められたものと解釈してはならない。」という文面があるということだと思う。調査が強制できなければ十分な結果は得られない。このことを環境省にも聞いたんですけども、回答はさっぱり分からなかったとい

うことで、このことについて知事はどう思われますか、再発防止はできますかということでございます。

次に、16 番目でございます。アーカイブの作成についてということで、小野自治会の〇〇さんから頂戴しております。

アーカイブの作成につきましては、内容は十分検討したらよいということでございますが、後世に残すことで、同様の事案を発生させないために、有益にしてほしいということでございます。

それから、アーカイブの作成につきましては、先ほど栗東ニューハイツの〇〇さんのほうからも「着工前の県の対応について」のテーマの中で 8 番目にご紹介いたしました。これを教訓とするために、職員の聞き取り調査を行うべきだというご意見を頂戴しているところでございます。

次に、跡地利用についてということで、17 番目のところ、小野自治会の〇〇さんでございます。

全国に幾つものことと同じ様なケースがあるということで、参考になる跡地利用をされているところの内容を教えてほしいということで、跡地利用協議会の設置も考えているということで、みんなの意見を聞いた上、決定してほしいということでございます。

続きまして、18 番目、上向自治会の〇〇さんから頂戴いたしました。

この問題が発覚してから数十年たったと。この間、いろんな問題や葛藤があり膨大な経費と税金が消えていった。今後、二次対策工事が終了された跡地をどう活用するか、跡地利用協議会やモニタリングを進めながら、地元としては、防災時の避難場所、ふだんは多目的広場としての利用はどうか？ということでございます。

次に 19 番目でございます。これは赤坂の〇〇さんから頂戴いたしました。

処分場の跡地利用について知事は何か考えていますか、ということでございます。地盤が安定するまでは仮設の簡単な施設しか設置できない。地域の活性化とか将来に役立つことに使用してほしいということでございます。

大きく 2 点ご提案いただいております。近くに工業技術センターがあるので、試験研究とか検証を行う場として活用してはどうかということです。もう一つは、栗東には農業試験場の分場がございます。その一環として栽培技術でありますとか新品種、こういった研究をやってはどうかというご意見でございます。

次に 20 番目でございます。北尾団地自治会の〇〇さんから頂戴しております。

雑草が生えるモルタルの法面でございますけれども、きれいになったけれども、広場との標高差が 10m もあることで圧迫感があるということでございます。例えば、近隣の高校等の協力を得て、風景画等により圧迫感を下げるといったことはできないかということでございます。

最後、21 番目でございますが、これは冒頭申し上げましたけれども、期間が短くて周知ができなかったということでお叱りを頂戴しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

知事：では、私のほうから総括的にお答えした後、後ほど不十分なところをいろいろご指摘をいただければと思います。

まず、将来に向けてということ言えば、冒頭も申し上げましたが、このような問題を二度と起こさないということで、しっかりと教訓にし、またこの事例についてもアーカイブ等で検証していく、このことがある意味、ご迷惑をかけたことに報いていく唯一の道であると考えております。この事案の発生の後、例えば処理施設への監視指導の取組につきましては、滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱、これを平成21年に制定いたしまして、毎年度、全ての産業廃棄物処分業者への立入り検査を実施しております。処理施設への許可品目以外の廃棄物の持込みなど、不適正な処分が行われないよう指導や助言を行っております。

今回、栗東もそうでしたけど、住民の皆様方からの通報などにも反応よく対応するということが必要ではないかと思っております。また、不法投棄等の不適正処理に対する取組といたしまして、住民の皆様方からの通報窓口の設置、休日夜間を含むパトロールや車両を対象とした路上検査の実施など、市町や警察などとも連携しながら、早期発見、早期対応、早期改善に取り組んでいるところです。その結果、年間の不法投棄等の不適正処理事案の新規発生件数、そもそもこんなあっちゃいけないことなんですけれども、どれぐらいあるかということについては、平成22年度、205件ございましたが、ここ数年は100件前後で推移しているという状況でございます。

また、この事案について、アーカイブを作成していこうと考えております。先ほども申し上げたとおり、皆様からお話を伺い総括していくことを考えております。

こうした取組と併せまして、今後も徹底した監視指導を行いながら、RD 最終処分場問題のような事案が二度と発生しないよう、再発防止に取り組んでいます。

跡地利用につきまして。全国の事例を紹介してほしいというお声ですが、防災時には避難場所に、ふだんは多目的広場に、あるいは地域の活性化、将来に役立つことに使用すべき試験研究の場はどうだと、様々なご意見をいただきました。また、特に北尾団地からは非常に高くて圧迫感があるので、何か風景面をといたような、こういったこともいただきました。この連絡協議会でも跡地利用を早く進めてほしいというご意見がある一方で、まだまだモニタリングをしっかりとやって有効性確認をするほうが先だという両方のご意見があるのも実情でございます。

したがって、跡地利用につきましては、モニタリングを行いながら、検

討するための組織でございます跡地利用協議会を立ち上げる方向で、今年度協議をさせていただいております。つきましては、全国にどのような事例があるか、地元の皆様方のご要望はどうか、どういったことが考えられるのか、あるいは廃棄物処理法上どのような制約があるのかといった観点で幅広く議論を深めていくのがよいのではないかと考えております。地元の栗東市さんのお考え等もあろうと思っておりますので、来年度以降、話し合いを丁寧に進めていきたいと考えておりますので、何とぞご協力のほど、お願いいたします。

以上です。

司会：それでは、テーマ 3 でございますが、こちらのほうで、ご意見、ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。〇〇さん。

住民：小野自治会の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

跡地利用の話の中で、処分場のところではやっぱり内容を制約される可能性があると思っっているんですよ。何でもオーケーではないと。処分場のそういうところ、よそではどうやという思いもあるんですよ、ちょっと分かりませんが。そうしますと、我々が思っているようなものがないという部分があると思うんですけど、例えばこういうものはできないとか大まかなことが分れば、ちょっとお聞きしたいと思えます。

知事：すみません。詳しく全て分かっているわけじゃないんですけど、例えばあの中にはやっぱり廃棄物がありますので、いろんな工事をしてますので、例えば杭を打ち込んで高い建物を建てるというようなことは制限されるし、制約があるんじゃないかと思えます。したがって、そういうことなどたくさん、時期にもよります、構造にもよるんですけど、幾つかそういうことが予想されますので、それをきちっと調べた上で皆さんと共有して、こういう制約があるんだったら、こういうものがええんちゃうかということを通じて話し合えるようにしたいなという意味で申し上げました。

司会：〇〇さん。

住民：再発防止のことですけど、立入検査、行っているということですけど、これは事前通知してから行っているのか、それとも抜き打ちで行っているのか、そこら辺はどうなんですか。

室長：循環社会推進課の明石と申します。

抜き打ちの場合もあれば連絡をしているという場合もございます。この連絡をしてというのはなぜかと申しますと、我々県職員が立ち入った時に、

必要な求める情報、内容をきちっと説明できる方がいない時に行ってしまうと、これはもう目的を全うできないということもございますので、そういったことで連絡をしていくという形にしております。

住民：RDの時に聞いたのは、3日も4日も前に連絡して、その間にばあっと埋めてしまいよると、そういう証言があるわけですよ。そしたら、何のために立ち入るのか分からないようになる。それまで有害物あったのに、全部きれいに隠してしまわれると、こういうことがあるといかんで、やはり基本は抜き打ちでやっていただきたいなというふうに思います。

それともう一点、時間が限られた中でなかなか私ら、言いたいこと、まだまだいっぱいあるんですけど、言い切れませんので、できれば書面でも対応、対応というか、していただけたらありがたいなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

知事：まず、検査が有効に機能するというのが大事だと冒頭おっしゃった。これはしっかり担当者にもやらせたいと思いますし、今、マニフェストのチェックなど、現場に立ち入らなくても許可品目以外が入ってないかどうかのチェックもできる仕組みなっていますので、そういったものをしっかりと生かしながらこういった事案が発生しないようにしていきたいと思います。

また、今日の時間だけでは短いじゃないかと、まだまだようけ聞きたいことあるということなんですけれども、引き続きこの協議会もございませし、またいろんなご意見、そういう場でもいただくと同時に、十分じゃないことは書面のやり取り等でしっかりとやらせていただきたいと思います。

住民：よろしく申し上げます。

司会：テーマ3についていかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。テーマ3はこれで終わらせていただきます。

それでは、最後にご意見頂戴いたしまして、先ほど手を挙げていただいておりますので、まずは〇〇さん、どうぞ。

住民：私は、この問題は平成20年ぐらいからタッチしてます。特に水の問題について中心的に見てきてます。当初は地下水、相当ひどくて水銀の環境基準を超えてました。またVOCも環境基準を上回るのがあちこちで出てました。本当に汚染状況でした。しかし、皆様のお力で第一次対策工、第二次対策工を実施して、今は環境基準を超えるというものがなくなってきました。一部はあります。そういう意味で、知事さんが言うように、安全

安心というテーマで、安全は、私の個人的な考えですよ、環境基準をクリアしたということは安全は確保されたのではないかと、私は個人的に思っています。もちろんこれからモニタリングをしていきますけど。

ただし、安心なのかと言ったら、ものすごくいろいろと問題があります。それがこの5つの項目です。これは今、県のほうに要望書を出していますので、これを簡単に説明します。

処分場の中が、1番で、深掘り穴の保有水、あそこには第二次対策工の基本方針というのがあって、重要だと思うのが5つあるんです。水位を下げる。保有水を下げて、それを取って、そうすることによって有害物の溶出を少なくして、ガスを減らそうということなんですが、ここが2か所、50m プールをちょっと大きくしたような大ききで深さが10mの保有水がたまっています。もう一つは、25m プールよりもちょっと大きいぐらいのが11mほど現在も保有水がたまっています。もう一つは、平成6年、A工区のところにあった11mの水位は下がりました。一気に下がりました。汲み上げも2か所ぐらい稼働させて今現在の状態です。順調に来てましたけれども、対策を止めてしまった。その二つの保有水はどうするんですかという要望を出しているんですが、今現在のところ、放置された状態です。このまま対策工が終わってしまうと、基本方針が守れてない、完全に終わらないということで、私から見たら欠陥対策であると。これは何とか基本方針に基づいて水位を下げていただきたいというのが一つ。

二つ目は、あそこの処分場にはたくさんボーリング打ってますけど、18本のボーリングが粘土層を貫通してます。下に汚染水が漏れてます。県は、それに対して漏れているので撤去して補修したい、遮水したいという提案があって、県は今まで7本の井戸をやっています。遮水しています。それも立ち会いましたが、丁寧な丁寧な仕事をしています。相当大きな設備を使ってやっています。ところが、残った11本、全部放置されています。これは浸透水は今現在、地下へ漏れています。それをどうするんですかということですが、放置でございます。それも第二次対策工の基本方針には、下を遮水するという大きなテーマがあります。それを放置したまま終わろうとしています。もしそういう放置したまま終わるとなると、これも私から見たら欠陥対策と。処分場の中についてはこの2つが気になります。これにつきましても意見を聞かせていただきたい。

知事：今の話は、処分場内に対して、処分場内の深掘り穴の中にある保有水、浸透水をどう見るのかということと、もう一つは、モニタリング用の観測井戸を閉塞させてしまうが、それでいいのかということですか。

住民：そうですね。途中、今まで7本、順序よく県はやってきてくれたんですが、途中で止めてしまった、中止したわけですね。

知事：〇〇さん、それ、この2点については、例えば浸透水についても水位含めてモニタリングをする予定ですので、この結果をしっかりと協議会で報告させていただくということが一つと、もう一つはこの井戸の取扱いについても、現時点では水質の異常は認められていないと思うんですが、なお、今後もどういうものが出てくるかという不安や懸念もありますので、引き続き、見ながら、この結果を共有させていただくと。

住民：私が言いたいのは、基本方針というのは県と住民の約束ごとだと。県は、今日来られている各自治会と協定を結んでいます。そこにもきちっとうたわれている。県は国との約束の中にもそれはきちっと下げるということをうたわれているわけです。水質がどうこうという話ではないんです。約束を守っていただけますかと。この第二次対策工の基本の基本は地下へ汚染水は流さないということです。水質がどうこう、モニタリングどうこうじゃないんです。基本の基本なんです。決定事項なんです。

知事：当然、そういった決定事項ですとか、基本方針等を書いてあることについては、今回工事をやった後、どうなっているのか、達成できているのか、いないのか、そのことについても改めて報告をさせていただきます。

住民：よろしくお願いします。

知事：はい。

住民：引き続き、処分場の外、周辺。3番が東側の地下汚染。H26-S2(2)という観測井戸があるんですが、そこは三つほど有害物質が確認されています。その一つ、ほう素は環境基準を超えています。処分場の外で環境基準を超えているのはここだけです。ということは、安全も安心もここは担保されてません。汚染されています。県に要望したいのは、それがどこまで広がっているのか、その部分だけなんです。広範囲のという部分ですね。遮水壁してから6年経つんです。県は処分場の汚染水が残ったまま、鉛直遮水壁をしたことによって残ったままなんだということでもう6年たちました。私が推測すると、6年経っていつまでも、これ30年以上、汚染が続いていると思います。この間、何も対策してません。その水を早く浄化してください、抜き取ってきれいにしてくださいということも要望しています。いつまでも放置するんですか。

もう一つは、あそこは不法廃棄物、不法投棄されています。それはまだ残ってます。それは県の資料、平成24年に県が発行してます。だから、平成26年の鉛直遮水壁工事の時に、その有害物を12m、深さ4、5mを撤

去しています。そこに良土を入れて鉛直遮水壁につながると。だから、そこから先は有害物がまだ残っています。そういうのをどうするんですかということ。これ出すとしたら、やっぱり相当時間と費用かかると思うので、私の希望としては第三次対策工を立ち上げていただきたい。本格的に、真剣にやっていただきたい。そこの地区の地下水を完全に抜き取って浄化していただきたい。

それと、その次の4番目、工業技術センター側ですね。ここは処分場の土手の下に汚染水が流れてきています。それで、それは葉山川のほうへ流れていっています。平成15年から20年ぐらいまでに市の委員会が開かれて、その水は処分場から流れているという前提で、モニタリングをずっとしています。水道（みずみち）ができたんだらうと。その近くの地下水の井戸も汚染されています。これも県はこれに対しては処分場の外、関係ございませんという、処分場が関係なかったらどこが原因ですかと言ったら、それは処分場は関係ないから調べませんということです。処分場の中の多分県の所有地を放置しないでいただきたい。多分、上砥山の地先のところに、私も上砥山ですので大変気になっています。それもよろしく願います。

それももう一つ、最後に西、市道側のほうに旧町の生活ごみが埋まっていると思うんですが、そこも掘削し過ぎて粘土層、穴が開いています。それも放置されたままです。様子を見るとよく言うんですけど、対策をまずしてから様子を見ていただきたいということで、処分場の中は第二次対策工で抑えられたと思うんですが、周辺は現在のところ、放置された状態なんです。ぜひ第三次対策工を立ち上げていただきたい。まだまだ抑えていただきたい。安全の部分は充分抑えられてきたと思うんですが、ぜひ安心の部分を頑張ってもらいたい。

以上です。

知事：後半述べられた〇〇さんの見解とは現在、見解を異にします。現時点、第三次対策工というのは考えておりません。

ただ、引き続きしっかりと状況を、やったところがどうなっているのか、さっき指摘いただいたまだ基準を超えて出ているところもありますので、これがどういうふうに変わっていくのかというものをやっぱりよく見た上で、今後やっていくことを考えていくということだと思います。

住民：ありがとうございます。今、見ていく、今後、状況を見ていく、引き続き監視していくということでございますので、今、周辺は30年、40年とずっと汚染が続いている、地下へ流れているんです。そのままでまだ様子を見るんですか、まず手を打たないかんのと違いますか、その手を打った後で様子を見るというんだったら納得します。これ以上、いつまで見る

んですか、もう十分じゃないですか。やっと第二次対策工、終わりになるんでその次を頑張っていたいただきたい。

知事：これまでずっと長く専門的にも継続的に見ていただいた〇〇さんなので、そういう声はしっかり受け止めなければならないと思うんですけど、まずは第二次対策工をしっかりと完遂させた上でこの効果を見極めさせていただいて、そして引き続き残る、例えば処分場外のそういった状況がどうなっているのか、また西側の、これは家庭系のごみ置き場だったと言われていたところの状況がどうなのかということについては、引き続きしっかり見ていくということで対応させていただきたいと思います。

住民：よろしく申し上げます。

司会：〇〇さん。

住民：すみません。先ほど〇〇さんがうまく説明してくれはったので、私が質問したことのお答えになっていたと思いますけど、ちょっとお話を聞いてほしい。

もともとさっきおっしゃったように、有害物を除去するというのを基本をお願いして、全量撤去とかということはずぐにそういうことは言わんようになったんですけども、有害物は取ってくださいと。ただ、有害物はどこにあるかを調べるのに大変だということで、サンプリングなんかしてメッシュ切って調べて、それで行ったんですけども、そこに行き当たったところが鉛、代表的には鉛がありましたと。これは悪いものですね。ただ、特に問題ないですよ。それやったら工区内に戻しますと。こういう理論やと思うんですけど、私としては住民として、いや、それはないやろうと、分かったものは取ったらいいんじゃないかと。多少は費用かかるかもしれませんが、分かったものは取ると、そういうふうな態度を私は県に示してほしかったと。

だから、全部が全部取れるとは限らんけども、分かってこれが悪いとなったものは一遍上げたものやから取りますと、そういうことを言ってほしかったなと思うんです。そういうことを知事さん、今、どういうふうにお考えでしょうかというふうに私は書いたんですね。

ですから、事情もこうやったらこうなるというのはそれは分からんことでもないんです。そうなる、もう妥協することですよね。さっきおっしゃったように。今も工事をやっているんですけども、その中でも分かって取れるものもあるのに、それをまた埋めるというようなことをなぜするのか、そこをもうちょっと柔軟に今、対応してほしかったなと、私は今でもそう思ってます。だから、そういうお話の言葉を知事から聞ければなど。

ただ、今、RD も終焉になっていると、一応工事が完了しているから今さらそういう対応はできないかもしれないけども、そういうことについてはこれからも考えると、そういう姿勢を示していただきたいなと思って言いました。

それと、日吉が丘でさっきここに書いたんですけど、嘉田知事さんに勝手に渡したんですよ、ばあっと。勝手に何の了解も得ずに、これ、お願いしますとってわあっと協定の時に渡して、皆に配って、それとホームページに載せてくれということによってようやく載せていただきました。分かりやすい、分かりにくいあるんですけどね。そういうことがあるんで、ここにも処理、処分が不十分だったら、そこ含めて取ってくださいということを書いてますので、そういうこともお願いしたいと思います。

それも一つだけ、すみません。ホームページ、ちょっと問題ありましたよね。3月、去年ですね。あれで私もちょっと言うたんですね。大分よくなったと思うんですけども、やっぱり何かRDの問題のところへ行くと、ぱっと出てきた時にクリックしても飛ばなくて、こっちのほうにまた最後行くんですね。そういうふうなううんと思うようなところもあるので、これからはこの問題だけじゃなくて、ほかのいろんなことでもホームページが大事になってくると思うんで、日々改善していただければなど。ぱっと見たらすぐ分かると。具体的に、どうせえ、ああせえというのは私も分からないんですけど、そういうことでやっていただけたらなと思います。

以上です。

知事：最後におっしゃっていただいたホームページの見にくさは、この問題だけじゃなくていろんなことでご迷惑をおかけしております。とりわけ、この問題、先ほど私が申し上げたように、情報の公開とか共有というのは大事だと言っているんだから、ホームページをより見やすくできるように、さらに努力していきたいと思ったり、改善していきたいと思ったり。室でも絶えずよく確認して、是非より見やすくなるように努力しようと思ったり。ありがとうございます。また、申し訳ございません。

また、一つ目と二つ目におっしゃっていただいたこと、本来であれば、その場でこれはどけてほしいと、これはどけるべきだというコミュニケーションをもっと十分に取っておくべきだったと、取りながら進めていくべきだったと、そのことも含めて妥協の産物の今の第二次対策工なんだと、こういうご指摘は、僕は今日、ここに来て改めてしっかりと受け止めなければならない、そういうお気持ちなんだなと思ったり。したがって、これで終わりということではなくて、しっかりとその後の状況の推移、変化、これを見させていただいて、こういう数値が出てきた、こういう状況になっているんだしたら、さっき〇〇さんがおっしゃった引き続きの課題とし

で残る、そういったものもしっかりと受け止めて、どういう対策をさらにしていかなければならないのかということをお皆さんと一緒に考えていきたいし、その際にはこれまでの教訓、反省を踏まえて、引いた状態、隠した状態、皆さんの意に沿わない状態ではない対応を行えるように、私自身も努めてまいりたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いします。

司会：はい、ありがとうございます。時間が来ておりますが、〇〇さんから手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

住民：時間も押しているのにすみません。A3の紙の3番なんですけれども、私のところも皆と一緒に全量撤去を進めていたんですけれども、一向に進まず、嘉田さんの持ってきた代替案で少しでも前に進みたいということで、〇〇さんが言ったように、妥協の産物、しょうがないなという感じで、本当、一番隣接というか、お隣ですよ、早く進めたいというのがありまして、〇〇さんと、前の自治会長さんなんですけれども、協定を伺って、ということで、亀裂を生んだと書いてあるんですけれども、ちょっとこの書き方をされると心外な部分があります。僕もその後を続けてやっておりますが、やっぱり嘉田さんとは封じ込めで大丈夫だよという意見もいただきましたし、あの時にはこの案しかないということで判子を押したのに、それがまた違う案ができて自治会長辞める形になりましたので、決して私は皆さんと足並みそろえないということじゃなくて、やっぱりうちは本当に近々なので少しでもという気持ちでやったので、こういう書き方をされるとしんどいかなということで発言させていただきました。

すみません。

知事：それぞれの方のご意見やご質問をそのまま書いてしまったので、申し訳ございません、そういった、これを見られた方からどのような受け止め方をされるのかということまで十分思いが至らなかったこともあると思います。北尾団地はすぐ隣接する団地として、まさにこの問題の話が出るたびに、工事でもご迷惑かけてきましたし、いろんな形でご心労も、特に自治会役員さんはずっと続いてきたんだろうなど。多くはおっしゃいませんでしたけれども、そういうことを今も感じさせていただきました。

ただ、やっぱりそれぞれの自治会がある場所、またいらっしゃるメンバー等々によっていろんなこの問題にまつわる、ああでもない、こうでもない、ああしよう、こうしようというのが出てきてしまう、こういう問題だったんだと思います。

したがって、そういうことからしても、こういう問題をやっぱり二度と起こさない、そして起こっているのかもしれないという時には、できるだけ早期に皆さんと一緒に対処していくということが重要ですし、間違っ

も対処すべき自治体が、行政がそういったものから逃げるような姿勢は取ってならないということを、改めて肝に銘じさせていただきました。

今後、まだいろんな対応続くと思いますので、しっかり我々も対応いたしますので、よろしくお力添えをいただければと思います。

司会：皆様、大変ありがとうございました。いろいろご意見をいただいているところ、恐れ入りますが、予定の時間を過ぎましたので、こちらのほうで終了とさせていただきます

意見交換の進め方としまして、今知事からもございましたけれども、十分、皆様の思いをお聞きできない、あるいは資料の作り方につきましては申し訳ございませんでした。すみません。お詫びさせていただきます。

それから、今後も皆様方との意見交換、連絡協議会をさせていただきますので、こういったところの中で意見交換をさせていただきたいと思いますし、またお越しいただきたいと思っております。ありがとうございます。

最後に、閉会に当たりまして、1点だけお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大ということになっておりますので、お手数ではありますが、手指の消毒等していただいておりますので、お帰りのお願いを申し上げます。

それでは、長時間、大変ありがとうございました。これをもちまして、知事との意見交換を終了させていただきます。ありがとうございました。

知事：どうもありがとうございました。

一同：ありがとうございました。